



安八町商工会

# 経営情報



# 2019.4

～商工会は 行きます 聞きます 提案します～

発行：安八町商工会（安八町氷取 159 - 1）

TEL：0584-64-4811・FAX：0584-64-2789

## ●●平成31年度 第59回通常総代会のご案内！●●

5月17日(金) 13:30～

《提出議案》

・平成30年度事業報告書・収支決算書

・平成31年度事業計画・収支予算書(案) 他

会場：安八町商工会館

### 《その他の諸会議日程》

- ・商工会内部監査 平成31年4月17日(水) 13:30～ 商工会館
- ・商工会総務委員会 平成31年4月26日(金) 13:30～ 商工会館
- ・商工会理事会 平成31年5月10日(金) 13:30～ 商工会館



昨年度の総会の様子

## ◆「小規模事業者持続化補助金」を是非ご活用ください！

- ・国の平成30年度補正小規模事業者持続化補助金の公募が開始されました。
- ・申請書の作成には、自社や外部環境の分析・経営計画の作成が必要となります。
- ・計画の策定につきましては、商工会で作成支援を行いますのでお気軽にご相談ください。  
(お問い合わせは、安八町商工会〈Tel 64-4811〉まで)

☆ 公募期間 平成31年4月に公募開始される予定です。

### 【小規模事業者持続化補助金とは】

持続的な経営に向けた経営計画に基づく小規模事業者の地道な販路開拓の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用の**2/3が補助**されます。**補助上限額：50万円。**  
**《採択事例》** ホームページ作成、広告・情報誌への掲載、展示ルーム外注費、看板設置 等

## ●●職員異動のお知らせ●●

平成31年4月1日付けで下記の職員の異動があります。

### 【着任】

- ・経営指導員 船田 勝司  
(異動元：池田町商工会)



この度、池田町商工会から安八町商工会の経営指導員としてお世話になることになりました。

異動前は池田町商工会で8年間において会員様への経営支援業務に励んで参りました。

安八町商工会におきましても会員の皆様のお役に立てるよう努めて参る所存でございます。

新しい職場での業務に慣れるまでは、何かとご迷惑をおかけしますが、ご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

### 【離任】

- ・経営指導員 藤野 裕一  
(異動先：恵那市恵南商工会)



平成27年4月1日から4年間安八町商工会で大変お世話になりました。

4年間という短い期間でしたが安八町の皆様から多くのアドバイスをいただき、寛大な心で接していただきましたことに感謝申し上げます。

安八町商工会在任中に得た多くのことを新天地で活かしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

## ● 経営講演会のご案内！ 【消費税対策セミナー】

工業部会（建設・鉄工・繊維分科会）では、今年10月の消費税引き上げに伴う軽減税率と契約等の経過措置についての消費税対策セミナーを開催いたします。

以下の日程で開催しますので、部会員以外の方々も是非ご参加ください！

1. 開催日時 平成31年4月13日（土） 16:00～17:00
2. 開催場所 安八町商工会館 2階研修室
3. テーマ ～消費税引き上げに係る軽減税率と経過措置について～
4. 講師 公認会計士 木村 太哉 氏



## ● 「軽減税率対策補助金（レジ補助金）」について

☆ 消費税の軽減税率対応のためのレジ・システム補助金をご活用ください！

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。これまでのA型（複数税率対応レジ等の導入等）・B型（受発注システムの改修等）に加え、本年2月より C型（請求書管理システム）の導入が追加されました。

- ＜A型＞複数税率対応レジ等の導入等支援
- ＜B型＞電子的受発注システム等の改修等支援
- ＜C型＞区分記載請求書等への対応支援

### 支援対象

2019年9月30日までに導入又は改修等し、支払いが完了したものが支援対象となります。

なお、A-5型、A-6型、C型においては、2019年1月1日から2019年9月30日までに導入又は改修し、支払いが完了したものが支援対象となります。



詳しくは下記のホームページでご確認下さい。  
軽減税率対策補助金HP

## ● 全国商工会会員福祉共済制度のご案内！

全国商工会連合会が創設した商工会員のための新しい共済制度です。予期せぬ事故やケガへの備えや役員・従業員などの福利厚生としてお役立てください。

### ■ 加入者（掛金払込者）

商工会の会員（法人会員の役員を含む）及びその家族、従業員です。

### ■ 被共済者（共済の対象となる者）

被共済者の年齢は満6才以上満65歳以下（継続は74歳以下）です。

### ■ 掛金 職業、年齢、性別に関係なく一律月払い2,000円です。

### ■ 補償内容 交通事故や不慮の事故による入院や通院、手術、後遺障害、死亡について低廉な掛金で補償を行います。



マル経 金利  
1.21%

平成31年4月1日現在

日本政策金融公庫HP

<https://www.jfc.go.jp/>



❖ マル経融資とは、日本政策金融公庫の無担保、無保証人の融資制度です。

・返済期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内

・融資限度額：2,000万円

### 【ご利用いただける方】

- ・安八町内で1年以上営業し、商工会の経営指導を6ヶ月以上受けている方
- ・従業員数20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の事業所
- ・所得税や住民税等を完納している方
- ・日本政策金融公庫の融資対象業種であること など

安八町商工会 ホームページ

<http://www.ansho.jp/>



安八町商工会 Facebook ページ

<https://www.facebook.com/ansho3831/>



